



研究不正の適正な取り扱いと研究者の人権

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-09-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松澤, 孝明 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.24729/00017485 |

研究不正の適正な取り扱いと研究者の人権

松澤 孝明

1. はじめに

我が国の研究不正ガイドライン [1] が改定されて、6年余りが経過し、我が国でも「研究公正 (research integrity)」という言葉が浸透するようになってきた。一方で、「研究不正の告発」という制度が社会的に浸透するにつれて、研究不正をめぐる係争も、例えば、研究不正認定の原理・原則を十分理解しないまま行われるものや、研究公正の観点から必ずしも適正とは言えないもの、本来の科学的公正性に関する係争から逸脱するものなども散見されるようになった。このように、告発行為が「世俗化」しつつある中で、研究不正を名目とする告発が乱用されることになると、それは逆に研究者の基本的人権である「学問の自由」を侵害し、公正な研究活動を停滞させる原因にもなりかねない。すなわち、「とりあえず研究不正で訴えてみる人々」が増えることで、研究公正システムは必ずしも適正に機能しなくなるというリスクを包含することになるのである。

このような事態に対応するため、各国は「研究の遅延・妨害を目的に行われる告発」を「悪意の告発」として、「研究妨害」の一部と見なし、不正行為として禁止している [2]。しかし、今日の研究倫理教育は、「研究不正を犯さないための研究者側の研究倫理教育」が中心であり、このような「公正な研究活動を保護するために研究者を取り巻く側がわきまえるべき研究倫理教育」の必要性という視点が、必ずしも十分担保されていないのではないかという懸念がある。筆者は、先行研究において、こうした研究者を取り巻く側の研究倫理教育を「研究を取り巻く場の教育」として概念提起した [2]。そこで、本稿は、研究者の人権という視点から研究不正の認定の原則を振り返りつつ、実際に国内外で起きた事

案をもとにした仮想事案を題材として、主に研究者の人権保護や、研究する権利保護の視点から、研究倫理教育が留意すべき事項を取り上げ、研究を取り巻く「場」の教育の必要性について考察したものである。

2. 研究不正認定の原則と研究者の人権

(1) 研究慣行からの逸脱と故意性

1989年、米国では研究公正局の前身組織が誕生したが、それを契機に、研究集団中心に継承されてきた「研究（研究者の作法）」を、国の「研究公正システム」として制度化する動きが各国で加速した。すなわち、研究倫理は、研究者の道徳的倫理性（モラル）の問題から、ガイドライン等に準拠した法的・制度的枠組みに変化したのである。

この過程で、研究不正を認定するための原則（判定基準）が米国を中心に整備されたが、今日の研究不正認定の基礎として、告発者は研究不正の立証に当たり、3つの要件に対する挙証責任を果たす義務を負うことになった。一つは、「適正な研究慣行からの重大な逸脱があること」であり、これは科学的プロセスとしての公正さの立証である。それ以前の「研究者の作法」と呼ばれる倫理基準を踏襲したもので、一義的には当該研究者集団の「作法」から逸脱した行為を研究不正の審議の対象とした。このため、研究不正の告発があると、多くの国では、まず当該分野の科学者を中心とした委員会が開催され、研究慣行からの「逸脱の内容」と「程度」が吟味されることになった。

しかし、研究慣行からの逸脱があったからといって、直ちに研究不正が認定されるわけではない。研究慣行自体、科学の発展に伴い、時代とともに変化するし、国や地域、あるいは研究分野によって、必ずしも一様ではないからである [3]。さらに、科学研究では時として、先端的な研究であるほど、過去の慣行に縛られない、大胆な理論や方法で、時代の潮流に挑戦することがある [3]。研究公正は、研究不正を低減することを目標としてはいるものの、それにより、健全な科学活動を委縮させてはならないという考え方が根底にあるからである。

このため、研究不正認定の第2の原則は、「故意性」の原則と呼ばれ

るもので、研究不正と認められる行為が「意図的に」、「知っていて」又は「無謀に」行われたものか否かが審査される。故意性が認められず、「真正な間違い (honest error)」として認定された場合は、研究不正には該当しないというのが今日の共通の考え方であり、これは後述するように研究者の人権保護にもつながるものである [3]。ただし、「故意」でなくとも、研究者として「当然注意すべき義務」(善管注意義務)を怠った場合や、同様の不正行為を繰り返す場合などは「無謀な」研究として研究不正になる場合があり [3]、近年、「意図的」であることの立証は難しくても、「無謀な」研究であると認められれば、研究不正が認定される傾向が国際的にも強くなりつつある。なお、「無謀性」をどのように判断するかについては、依然として、経験を蓄積していくことが必要な段階にあるといえるだろう。

(2) 研究者の人権と証拠の優越

これらの原則については、研究倫理教育においてもしばしば言及されることがあるが、「公正な研究活動を保護するための原則」については研究倫理教育の中で説明されることは多いとはいえない。公正な研究活動の保護、言い換えれば「研究の自由」や「研究者の人権の保護」については、米国において世界に先駆けて研究公正が「制度化」されたときから、政府と学会の間で、活発な議論が展開されていた [2]。特に、1980年代の米国の研究不正に対する社会認識は、研究不正を「悪意のある研究者による公的資金詐欺」として経済犯罪の一種と捉えるのが一般的な認識であり、政府は「国が法律により研究不正を規制する」というアプローチを研究公正システムの基礎理念としていた [4]。しかし、それでは本来、科学技術の発展やイノベーションの推進のために、「公正な研究活動を促進すること」が目的であったはずの研究公正政策（ポジティブ・アプローチ）が、研究不正対策（規制強化）を理由に、「科学活動を抑圧する手段」として利用されかねないのではないかと、また、不当な告発は乱用されることで、公正な研究活動が阻害されるのではないかと、という懸念が科学者コミュニティや学会に広がった [2]。「不正な

研究を告発する権利」や「義務」が、世の中に存在するのは当然としても、「研究の自由」や「学問の自由」は、元来、近代国家が保証する「基本的人権」に由来するものであり、したがって、公正な研究活動を行う研究者を保護し、やみくもに告発されない権利を保証することも、国家の重要な責務であるという認識が米国の研究コミュニティには強かったのである。

研究公正の制度化による「科学への抑圧」の懸念は、今日にも続く大きなテーマの一つであるが、米国においても研究不正の告発を制度化するにあたり、研究者の基本的人権をどのように保証するかが、重要な争点となった。もちろん、上記の「故意制」の原則において、公正な研究活動の結果として生じた「真正な間違い」は研究不正に該当しないとされるのも、公正な研究活動を保護し、研究者の人権に配慮した原則の一つであると捉えることができる。しかし、研究者の人権への配慮は社会的にも大きな争点の一つとなり、その結果、研究不正認定の第3原則として、「証拠の優越」が取り入れられることになった [2]。

「証拠の優越」とは米国司法の原則であり、「無い、というよりはある」ことを確信するに足る証拠が必要であるという考え方である [2]。告発者は、当該行為が不正であると立証するに足る根拠が必要であり、それが十分確からしい（あるいは十分に疑うに足るだけの）ものでなければならず、根拠がなければ告発は受け付けられない。したがって、研究不正の認定においては、被告発者の行為を調べるだけでなく、まず、告発者の主張が不正調査を行うに足るだけの十分な根拠があるかについても、調査委員会は判断を求められることになる。こうした「研究の自由」を守るための活動も研究公正の重要な要素であり、研究不正を調査する委員会の重要な使命であることは言うまでもない。我が国においても、予備調査段階で告発の妥当性を吟味するとともに、告発の受理にあたり、告発者に対して「悪意の告発でないこと」の注意喚起が行われることがあるのは、このような研究不正認定の第3原則に基礎を置くものと考えられるだろう。

3. 志向倫理から見た研究不正

研究不正の認定の原則に照らして、研究倫理教育は「研究者が行ってはいけない行為」を教える「予防倫理」だけでは本来不十分であり、一定の事象に直面したときにどのような行為を選択すべきかを考え、行動するための、より積極的な「志向倫理」教育が必要である。これは研究者だけでなく、告発者も含めて、研究活動を取り巻く人々にもいえることである。

我が国の研究倫理教育が予防倫理に陥りやすい原因の一つは、我が国の研究不正ガイドラインでは、米国の法令に準拠して、「特定不正行為」をFFP（捏造、改ざん、盗用）に限定している点にあるのではないかと考えられる。それ以外の「やってはいけないこと」は、大学や研究機関レベルでの規定に任されていて、例えば2重投稿や多重出版、オーサーシップ違反等、出版倫理違反も含めた定義が用いられているのが一般的である。この点は日米ともに状況が似ているが、これらを研究倫理教育にどの程度取り入れているかは明らかとなっていない。

米国のミシガン大学では、研究不正としてFFPとは別に「その他の研究公正の侵害事例」として図表1の例を挙げている [5]。出版倫理や財産権に関するものは当然として、「情報の取り扱い」の問題や「報復」、「研究不正の教唆・奨励」など、一連の研究妨害行為が不正行為として挙げられているのが特徴である。これらの不正行為の中には、研究者が行う不正行為だけでなく、研究不正を巡る一連の係争において、申立人・被申立人双方が気をつけるべき行為も含まれている。こうした視点から研究倫理教育を捉えると、研究倫理教育として学ぶべき範囲は、単に研究者側の不正行為にとどまらず、研究活動・プロセスに関与する様々な立場からの行為が対象になり得ると考えられる。

本稿では、志向倫理の観点から、実際に内外で話題となった事例を参考に、研究者側だけでなく、告発者も含めた、研究を取り巻く側が不正・不適切とみなされる事例を考えてみた。事案の発生を「告発に至る過程」「調査プロセスでの過程」および「不正認定後の過程」の3つの段階で整理し、どのような要因が不正・不適切とされたのかについて考察した。

図表1 ミシガン大学「その他の研究公正の侵害」の例

- 守秘義務の乱用
- 出版における不誠実
- 財産違反
- 観察された研究上の不正行為を報告しなかった場合
- 報復
- 研究上の不正行為又は上記の犯罪行為に従事するよう他者に指示又は奨励する

(出典) ミシガン大学ホームページ [5]

<https://research-compliance.umich.edu/research-integrity>

(1) 告発に至る過程にかかる事例

1) 典型的な悪意の告発

研究不正の告発で非常に多いのは、「人間関係のトラブル」が告発の契機となるケースである。この場合、手段（研究不正の告発）と目的（研究不正の低減）が逆転してしまい、「告発するために研究不正を利用する」ことが、往々にして起こりうる。典型的な「悪意の告発」である。我が国の事例を見ると、人間関係のトラブルは、「師弟関係のトラブル」「恋愛関係のもつれ」など、実に多様であるが、最初は「仲間」としてうまくやっていた関係が崩れることで告発に発展することが多いのが特徴である。

海外では、研究不正の正式な調査・認定過程の前段として、オンブズマンによる相談・仲裁プロセスを導入している国もあるが（注1）、我が国の場合、こうしたプロセスが存在しないので、人間関係のトラブルが、そのまま告発につながることが多く、この中には報復的なものも、かなり含まれる。

事例1 特定の人を標的とした告発事例

事例1：研究グループの長が、部下の研究者を解雇するために、理由をつけては、国の研究公正局に告発を繰り返した。

これは欧州で見られた事例であるが、欧州諸国では、米国や我が国に比べて、研究不正の定義が広く [6]、その分、告発のハードルも低いので、こうした「繰り返し告発者」が後を絶たないことがある。また、我が国でも、特定の研究者を標的に、告発を繰り返す事例が見られるが、これがもし、報復を意図したものであれば、米国なら明らかに研究妨害に当たるといえるだろう。

事例2 特定の研究者に対する告発の繰り返しの事例

事例2：告発者は、特定の研究者が昇進するたびに、大学に研究不正の告発を行い、その内容をインターネットに公表した。大学の調査の結果、研究不正は認められなかったが、それでも告発者は、新しい論文を見つけては、当該研究者が昇進するたびに、告発を繰り返した。

こうした告発が、どの程度、信頼性があり、またその内容が重篤であるかは、実際の告発内容を調査・審議しなければわからないが、少なくとも告発自体が目的化している段階で不適切である可能性が高い。「証拠の優越」や、公正な事案取り扱いのプロセスに照らして、果たして告発に妥当性があるのか、告発の動機や、背景等についても入念な調査・検証が必要となる事例である。

2) 研究不正告発に対する不十分な認識

研究不正の適用除外の一つに、「真性な間違い (honest error)」以外に「意見の相違 (difference of opinions)」がある。すなわち、学問上、様々な議論がある案件は、本来、学会で議論する問題であり、研究不正の調査・認定の対象とはならないという原則である。しかし、実際の事案を見ると、自分の思想・信条や、自らが信じる学説を根拠に、それにそぐわない論文の著者を研究不正として告発する事案が後を絶たない。このような「自己目線での告発」がエスカレートすると、本来、証拠の優越に照らして客観的であるべき告発自体が、いつしか「主張」に変容することがある。

事例3、事例4 「意見の相違」による告発事例

事例3：「糖尿病は治らない」と書かれた文献に対して、糖尿病患者が、深く傷ついたとして著者を告発した。

事例4：遺伝子改変生物は危険であるにもかかわらず、遺伝子改変生物を用いた食品を安全であるとして広告・販売した行為は不正であると告発した。

これらの事例は、実際、海外で問題となった事例を参考にしている。糖尿病が治らない病気か否か、あるいは、遺伝子改変食物が安全か否かは、科学的には重要なテーマであり、賛否両論、様々な意見があることも事実だろう。しかし、「証拠の優越」の原則に従えば、こうした議論を研究不正の告発に持ち込むことは、果たして「議論の場」として適切なのか、「意見の相違」として、本来、より科学的な場で係争すべき事案ではないのかという疑問が生じる。

このような意見の相違による告発は、告発者自身が、自分の知識や経験、あるいは「自らが信じる学説（又は情報）」を根拠に、それに合致しない論文を「研究不正」と信じ込んで告発する場合であり、本人に悪意はなく、意識の上では「正当な告発だ」と考えているのがこの種の告発の特徴であると考えられる。このような議論は「意見の相違」として、本来、学会で議論し、真偽を明らかにすべきものであり、「研究不正の適用除外」であるのだが、そういう原則的なことに気づかないまま、自らの正当性を主張するために「告発」を繰り返す者がいる。悪意をもって行われたのであれば、「研究妨害」とまでは言えないかもしれないが、研究倫理の原則に関する基礎教育が不足していると言わざるを得ない。

3) 研究上の不正行為を報告しなかった場合

次に、ミシガン大学の例示では「観察された研究上の不正行為を報告しなかった場合」も「研究公正の侵害」とされている。我が国で問題になった事例でも、研究室で自らの研究不正に悩む若手研究者から相談を受けた先輩研究者の対応が問題になった事例がある。このような状況で

相談を受けてしまった研究者は、その対応を間違えると、自らも責任を問われることになりかねないので注意する必要がある。

事例5 研究上の不正行為を報告しなかった場合の事例

事例5：教授の指導で論文を不正に書き換えた若手研究員が、後に自分が行った行為が研究不正に当たるのではないかと心配になり、先輩の研究者に相談した事案である。その際、先輩研究者は教授が怖かったことや、自らが研究不正に巻き込まれるのを恐れたのか、告白された事実をそのまま誰にも言わず黙っていた。

その後、若手研究員は、事案の発覚と大学の処分を恐れ、大学の研究不正相談窓口には相談せず、自らを守るためにマスコミに研究不正行為の事実を告白し、不正の原因は教授の指導のせいであると申し立てた。この「自己申し立て」による報道が契機となって、大学の不正調査が行われ、先輩研究者も調査に対して教授の非を主張した。

その結果、研究不正を指導した教授は懲戒処分になったが、同時に相談を受けたことを黙っていた先輩研究者もまた、懲戒処分となった。

この事例で、先輩研究者本人の意識では、自分を信頼してくれた若手研究者が内々に相談に来たのだから、自分には「守秘義務」があると考え、不正の事実を誰にも話さない行為は、むしろ「正当化」されると考えていたのかもしれない。しかし、大学は、先輩研究者を懲戒処分とした理由として、研究不正の事実を知りながら、それを放置したことを挙げており、相談を受けた時点で、大学の告発窓口へ自ら相談するか、相談するように若手研究者に促す等、適切な対応をとっていれば、こうした事態は防げたのではないかと考えたのかもしれない。

今日の我が国における研究倫理教育は、「研究者の作法」修得を中心とする知識教育が主であり、研究者自らが研究不正を犯さないための知識習得が中心である。このため、研究を取り巻く環境下で、日常的に起こるかもしれない上記のような場面を想定した教育は必ずしも行われていないが、今後はこのような要素を取り入れていく必要があるのではないかと考えられる。

(2) 調査のプロセスにかかる事例

1) 不適切な情報開示・流布

研究者の保護との関係で、我が国でも問題となるのが、研究不正に関する「情報の適正な取り扱いに違反した情報開示」による処分事例である。告発された事案の取り扱いは、調査委員会における公正な審議、認定が行われ、その結果が公表されるまで、厳に慎重に取り扱われなければならないというのが各国共通のルールである。「推定無罪の原則」は研究不正の調査でも適用され、これは「研究者の人権」を守る上で、必要不可欠な最低限のルールである。

しかし、実際の事例を見ると、こうしたルールに違反した告発事例がしばしば見られ、研究不正を認定された被告発者だけでなく、不適切な情報開示を行った告発者側が、懲戒処分の対象等となった事例が、我が国でもいくつか存在する（事例6、事例7）。

事例6、事例7 事案情報の慎重な取り扱いに違反した事例

事例6：告発者が研究不正を告発窓口に通報するとともに、その内容を大学内の不特定多数の100人近い職員にメールで流布した。調査の結果、被告発者の研究不正が認定され、被告発者は懲戒処分となったが、同時に、告発者の行為が、研究不正事案の「慎重な取り扱い」に違反するとみなされ、告発者もまた懲戒処分となった。

事例7：告発者が研究不正を告発するサイトを立ちあげ、特定の研究者の不正行為を名指しで告発した。これに対して、被告発者は「名誉棄損」を理由にサイトの閉鎖を司法に訴え、裁判所の命令で、大学の調査委員会の調査結果が正式に公表されるまで、サイトが強制的に閉鎖された。

いずれも、最終的には被告発者の研究不正が認定され、懲戒処分の対象となったが、被告発者には人権があり、正式な認定が行われる前に研究不正の事実を一方的に公知する行為が「被告者の人権を侵害する行為」とみなされ、告発者のモラルが問われた事例である。

これらの行為は、おそらく告発者側は「正義の行為」と錯覚していることから起こるのではないかと推測される。告発者には、おそらく、研

究不正を見つけたことに対する正義感や高揚感があったのではないだろうか。自分が正義と信じて行った行為が、まさか懲戒の対象となるとは、微塵も思わなかったに違いない。しかし、こうした行為は、被告発者の名誉や社会的立場を大きく傷つけ、仮に研究不正があったにせよ、その後の社会復帰を阻害する要因となりかねないので、人権保護の立場からは、慎まねばならない行為である。我が国の場合、欧米諸国に比べて、「研究者の人権」に配慮する意識の面で、まだ甘さがあるのではないかと考えられるが、研究不正事案の告発内容は、研究機関における調査・認定が終了し、不正行為が確定するまで、厳に慎重に取り扱われなければならないというのが国際的な考え方であり、我が国のガイドラインもそれに準拠している。このような告発者側の行為に対して、研究者の人権保護の観点から適切に対応し、あるいは告発者側のモラルについて普及・浸透を図ることも、研究倫理教育の責務であると考えられる。

2) 守秘義務の乱用

研究不正のプロセスにおいて、「情報の取り扱い」をめぐるトラブルは、申立人・被申立人の双方に非常に多い。ミシガン大学の例示では、「守秘義務の乱用」が挙げられているが、例えば、共同研究等で守秘義務を理由にデータの根拠を示さなかったり、あるいは公式な研究不正の調査に対して、守秘義務を根拠に協力しない等の行為は、このような「守秘義務の乱用」に当たるのではないかと考えられる。

(3) 不正行為が認定されて以降の事例

1) 不当な行為・不適切な行為

「不法行為」とは特定の法律に違反する行為である。例えば、「研究費不正（経理不正）」は会計法や会計規則の違反に該当する場合であるから、原則、不法（違法）行為である。これに対して、「研究不正」の場合、第一原則は「研究慣行からの逸脱」であり、研究不正行為があったからと言って、直ちに不法行為になるわけではない。むしろ不法行為として刑事罰の対象となるのは、研究不正の結果、ヒトの生命に危害が

及んだり、あるいは当該国の刑法に照らして詐欺行為（経済犯罪）に該当すると認められた場合であり、事例としては比較的少ないのが現状である [4]。

その一方で、「不正」とは扱われなくても、「不当な行為」と見なされるものが世の中には存在する。例えば、「いじめ」、「差別」、「いやがらせ」、「不公平」等、人権侵害等に通じる行為はその典型である。研究公正においても、適正さを欠く告発や不適切な事案の取り扱いにより、被告発者に対する合理性を欠いた「いじめ」や「差別」、「いやがらせ」などが発生することがあるが、これらは「不当な行為」として、厳に排除されなければならないと考えられる。しかし、研究不正をめぐる研究者間の「いじめ」や「仲間外れ」は後を絶たないが、その実態は十分な把握がなされておらず、いくつかの表面化した事例が知られているにすぎない。

事例8 研究不正が原因となった「いじめ」の事例

事例8：比較的軽微な違反により、2週間程度の停職処分を受けた研究者が、職場復帰後、所属大学の他の研究者たちから「いじめ」を受けた。1か月程度我慢したが、ついに耐えられなくなって、自ら辞職した。同大学では、同様に停職処分になった研究者が、「いじめ」によっていたたまれなくなってやめた事例がある。

事例8で、具体的に、どのようないじめがあったのか、詳細は報道されていないが、この機関では同様の事案が起きていることから見ても、「職場の体質」の問題もあるのではないかと考えられる。こうした「いじめ」が起こる背景としては、研究不正を犯した者が同じ研究グループ内にいると、自分たちの研究費（競争的資金）が獲得しにくくなり、自らの研究にも不利益になるのではないかと（自己不利益）という職場での歪んだ理解が原因の一つにあると言われている。

今日、競争的資金制度の普及により、研究資金の獲得は熾烈となり、それが研究不正の潜在的な原因となっているのではないかという意見は

よく聞かれる。このような環境下で、研究資金獲得のための競争に勝ち残るため、少しでも不利になる要素は切り捨てたいと研究者が思うのも、心情的にはわからないわけではない。しかし、その矛先が、研究不正により既に一定の処分を受けた研究者に向けられるのは、あまりにも理不尽であり、公的な制裁措置を受けた者に対し、同僚が勝手に社会制裁を加えること自体、重罰禁止に照らせば、研究者の人権保護の観点から問題があると言わざるを得ない。こうした事態を、研究機関が放置し、何ら状況の改善を図ろうとしなかったとすれば、それ自体が研究機関の責務を全うしていないことになる。

しかし、こうした「いじめ」については、被告発者の人権に対する意識が必ずしも高いとはいえない我が国では、しばしば起こりがちである。シニアな研究者の中にも、「研究不正に対して制度的制裁が行われるのとは別に、研究者コミュニティの間で追加の制裁が行われても問題ないのではないか」と安易なことを言う者もいるようだが、これは誤った考え方である。むしろ、欧米では研究不正を犯した(又は犯しそうになった)研究者の研究復帰を促すプログラム(リハビリテーション・プログラム)を政府が支援したり、あるいは制裁措置として、監督措置(supervision)をはじめとする教育的な措置を講じることで、研究復帰を促す教育が行われている[4]。賛否両論あるものの、我が国でも、このような教育・復帰プログラムについて、他の先進国同様、検討を始めるべきだろう。

2) 心のケアの問題

我が国の研究不正の特徴として、諸外国から奇異に見られているのは、研究不正の被申立人や関係者の「自殺」の多さである。具体的な統計はないので正確な数字はわからなかったが、有名なものだけでも10件程度はくだらない。世界中で、研究不正を理由に刑事罰に問われた者が約10人程度(和解、執行猶予を含む)であることを考えると[4]、これは非常に多い数字であると言わざるを得ない。過去の事案を見ると、死に至らなくとも、研究不正の疑義を契機として、過度のストレスで、身心に異常をきたした事例などもあるようなので、単純に「研究不正を犯した

者が悪い」と割り切れるような状況にない実態がある。

我が国では、研究倫理教育は「研究者としての作法修得」の色合いが強いが、米国の研究倫理教育では「メンタリング」が一つの教育項目の柱として位置づけられ、またケーススタディを通じて、現実の対応を想定した教育が意識されている。また、各国では研究公正に詳しい研究者（研究公正アドバイザー）を機関に配置し、研究不正に関する相談や、適切なアドバイスを行う体制整備に政策的に取り組んでいる[7]（注2）。

研究不正は犯した側も、告発した側も、精神的に相当のストレス状態に置かれ、心身ともに疲弊した状態に置かれていることが多い。こうした人々にどのように接し、ケアしていくのかは社会的にも非常に大きな課題である。また、研究指導の在り方や指導教官と学生の責任関係などについても、海外では、研究倫理教育の中にメンタリングの問題として、積極的に取り入れている。事案の取り扱いも含め、こうした「接し方」や「心のケア」の問題を海外同様、研究倫理教育として適切に教えていくことが必要ではないかと考えられる。

4. まとめ

今日、我が国の研究倫理教育の現状は、多くが研究者側が如何にすれば告発されないかに焦点を当てた「自己防衛的な研究倫理教育」が中心である。しかし、研究公正は、本来、科学的な公正さに基づく係争関係であり、告発される側だけでなく、告発する側も、ガイドラインに基づく一定のルールに従って、自らの主張を展開し、立証することが必要である。従って、研究者側だけでなく、研究を取り巻く者、すなわちいつでも告発者になり得る者たちに対しても、健全な研究活動を守るために研究者の人権に配慮した一定の公教育として研究倫理教育を行うことが必要ではないか、というのが本稿の趣旨である。

事実、研究不正に名を借りた不適切な告発も後を絶たず、告発から調査認定に至る一連のプロセスの適切性をどのように確保するのかは、各国共通の課題となっている。研究不正とは、本来、適正な研究慣行からの逸脱であり、通常意味するところの「悪いこと」とは必ずしも不正の

意味が同義ではない。また、告発も、行政上のクレーム処理とは内容や手続きを異にする。しかし、我が国では「研究不正」という当初の邦訳から、海外で確立した不正認定の原則や、そのもととなる科学振興や民主国家における基本的人権についての理念が、必ずしも十分理解されないまま、制度だけが普及浸透しつつある感がある。研究倫理教育が、不適切な研究活動を低減し、公正な研究活動を振興するための教育であるとするならば、それは研究をする側に必要とされるだけでなく、研究不正を告発したり、あるいはそれを調査・認定する側にも一定のモラルや「公正さ」が求められるのは当然であろう。単純な「勸善懲悪」論だけでは扱えない問題がそこには存在するのである。上述の事案はその一例であるが、被告発者と同様、告発者もまた自らの行為の正当性を真摯に考えるための公教育が必要である。

公正な研究活動を守るため、各国の研究不正ガイドラインは、単に研究不正を定義するだけではなく、研究不正事案の適正な取り扱い（ハンドリング・プロセス）を定め、これに違反する行為も、研究不正の一つとして扱っている。実際、研究の遅延・停止を目的に、告発を行う行為（悪意の告発）などは、公正な研究活動を阻害する行為であり、「研究妨害」として、不正行為の一つとして扱われており、欧米では「研究妨害」は、既に顕在化している [6]。

しかし、我が国の場合、ガイドライン上、「特定不正行為」とされる捏造・改ざん・盗用（FFP）以外の研究不正の実態については、十分把握されておらず、また、研究不正を、本来は認定要件の一つにすぎない「研究慣行からの重大な逸脱」だけで考えがちな傾向が強いため、「研究妨害」の実態についてはほとんど解明されていない。しかし、本稿でも紹介したとおり、過去の事案を見ると、研究不正の原則に照らして告発側にもルールの遵守やモラルが求められる事案が相当数存在することは事実である。

こうしたことを理解する意味で、現在の「研究者の作法修得」のための研究倫理教育だけでは、初学者の域を出ず、科学と社会に向き合うための、より掘り下げた研究倫理教育の充実が我が国にも必要となるので

はないかと考えられる。米国では、オンライン教育による基礎コース修得に加え、少人数双方向型の対面学習が研究倫理教育のコアを形成していると言われているが [8]、この中で、メンタリングや指導教員との関係、共同研究等を含め、研究者が実際の研究の場で向き合わざる負えない問題がケースとして討論されているという。研究不正が、単に研究者の責任だけでなく、公正な研究環境や文化創生の問題として理解されるようになった今日、単に「研究実施者の作法」や、研究管理者や研究機関の責務を教えるだけでなく、健全な研究活動を支えるための「研究を取り巻く公衆を含めた理解向上」のための公教育として研究倫理教育を充実させていく必要があるのではないかと考えられる。これを「第4の研究倫理教育」として、研究活動を取り巻く「場の教育」と呼びたい [2] (注3)。

「場の倫理教育」の重要性は、研究公正の普及・浸透とともに一層重要性を増しているように考えられる。本稿ではその一例を示したが、問題は、このような研究不正をめぐる「公衆の側のルール」を、誰に対して、如何に教えるべきかという具体的な理念やプログラムが、未だ確立されていないことである。今こそ、研究不正認定の原則に立ち返って、公正な研究を保護する視点に立ち返り、こうした議論を深めていくことが必要ではないかと考えられる。

注釈

(注1) 例えばドイツなど。

(注2) 例えばオーストラリアでは、研究公正アドバイザーが各機関に設置されている。

(注3) 研究実施者の教育 (第1段階)、研究管理者の教育 (第2段階)、研究倫理教育責任者の教育 (第3段階) に対して「場の教育」は「第4の研究倫理教育」である。

参考文献

[1] 文部科学大臣決定, “研究活動における不正行為への対応等に関する

- るガイドライン,”平成26年8月26日,文部科学省.
- [2] 松澤孝明,“博士人材の研究公正力(2)研究倫理教育の類型学”.情報管理 vol.60 no.7, p.481-492, 2017年10月,科学技術振興機構.
- [3] 松澤孝明,“博士人材の研究公正力(1)グローバル化時代の研究倫理教育”.情報管理 vol.60 no.6, p.379-390, 2017年9月,科学技術振興機構.
- [4] 松澤孝明,“研究不正と制裁措置:諸外国の特徴と形成要因,”Research Integrity Reports (RI) 第4号, p.3-30, 2020年3月,公立大学法人大阪府立大学研究推進機構研究公正インスティテュート.
- [5] ミシガン大学,“ミシガン大学ホームページ,”
<https://research-compliance.umich.edu/research-integrity> (アクセス日:2020年8月1日17:00)
- [6] 松澤孝明,“諸外国の国家研究公正システム(3)各国における研究不正の特徴と国家研究公正システム構築の論点,”情報管理56(12), p.852-870, 2014年3月,科学技術振興機構.
- [7] PwC コンサルティング合同会社,“研究公正の指導的専門員の育成方法に関する調査報告書,”2020年3月,国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- [8] 有限責任監査法人トーマツ,“諸外国における研究倫理教育内容の水準に関する調査・分析業務”,2020年3月,文部科学省令和元年度委託調査成果報告書